第６期流山市障害福祉計画及び第２期流山市障害児福祉計画　パブリックコメント後の修正対応表

該当箇所	修正後	修正前
P33（5） 障害児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、現在設置している児童発達支援センターについて維持・運営し、今後の人口推計、利用対象者となる児童の推計を捉え、令和３年度から令和５年度の第２期障害児福祉計画において、民間事業者の参入を含めた整備について検討します。	児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和５年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも１カ所以上設置します。
P55 用語解説	**言語聴覚士** 言語障害（失語症、構音障害）や聴覚障害、摂食嚥下障害、高次脳機能障害、ことばの発達の遅れ、声や発音の障害などに対し、問題の本質や発現メカニズムを明らかにし、対処法を見出すために検査・評価を実施し、必要に応じて訓練、指導、助言、その他の援助を行う専門職です。	**言語聴覚士** 言語障害（失語症、構音障害）や聴覚障害、ことばの発達の遅れ、声や発音の障害などに対し、問題の本質や発言メカニズムを明らかにし、対処法を見出すために検査・評価を実施し、必要に応じて訓練、指導、助言、その他の援助を行う専門職です。